

中高年世代活躍応援プロジェクト山口県協議会設置要領

1 協議会設置の趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、これまで、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年より都道府県ごとに関係機関や団体を構成員とする「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下「都道府県 PF」という。）を設置し、官民が協働して都道府県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできた。さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）では、令和 7 年度以降、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされ、都道府県 PF においても、本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拡げるための支援に取り組むこととされたことから、昨年度その名称を「やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」から「中高年世代活躍応援プロジェクト山口県協議会」（以下「山口県協議会」という。）に改めた。

今後は「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和 8 年 4 月 10 日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定。）に基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」（リ・スキリングの支援等）、「社会参加に向けた段階的支援」（就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援等）等の取組を継続・拡充していく必要がある。

このため、「山口県協議会」においても、当該プログラムの関係施策を活用し、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていく。

2 構成員

山口県協議会の構成員は、別紙のとおりとする。

なお、必要に応じて、関係機関等をオブザーバーとして参加させることができる。

3 各構成員の役割

各構成員の役割は、次のとおりとする。

（1）行政側

①山口労働局職業安定部訓練課

- ・ 山口県協議会取りまとめ共同事務局（主担当）
- ・ 事業計画策定に関する共同取りまとめ及び進捗管理
- ・ 管内市町の協議会との連絡調整（副担当）
- ・ 労働局が実施する事業（委託事業を含む）
- ・ 各種支援策の周知広報

②山口県産業労働部労働政策課（労働関係部局）

- ・ 山口県協議会取りまとめ共同事務局（副担当）
- ・ 事業計画策定に関する共同取りまとめ及び進捗管理
- ・ 管内市町の協議会との連絡調整（主担当）
- ・ 山口県が実施する事業（委託事業を含む）
- ・ 各種支援策の周知広報

③山口県健康福祉部厚政課（孤独・孤立対策関係及び保健福祉関係部局）

- ・ 孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
- ・ 各種支援策の周知広報・管内市町の協議会との連絡調整
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者のニーズの把握
- ・ 各種支援策の周知広報

④山口県健康福祉部健康増進課（保健福祉関係部局）

- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者のニーズの把握
- ・ 各種支援策の周知広報

⑤中国経済産業局

- ・ 各種支援策等の周知広報
- ・ 中高年世代の支援に係る施策の提案

（２）経済団体、労働団体

- ・ 企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ 各種支援策等の周知広報
- ・ 中高年世代の支援に係る施策の提案

（３）支援機関

①独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部

- ・公的職業訓練（ハロートレーニング）の充実
- ・各種支援策等の周知広報
- ・中高年世代の支援に係る施策の提案

②山口県社会福祉協議会

- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・各種支援策等の周知広報
- ・中高年世代の支援に係る施策の提案

4 山口県協議会における取組事項

山口県協議会においては、次の（１）から（４）までに掲げる事項について、協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

（１）気運醸成と各種支援策の周知広報

山口県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

（２）支援対象者の把握

支援対象となる次の３種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

①不安定な就労状態にある方

（※）正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

（※）統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③社会参加に向けた支援を必要とする方

（※）ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

（３）目標の設定及び事業計画の策定

①上記（２）の支援対象者ごとの取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定する。

②目標を達成するため、また上記１の趣旨を踏まえつつ、「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会事業実施計画策定指針」に基づき、事業計画を策定する。

③事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町協議会との連携

市町協議会の設置・運営について、市町と連絡調整を図り、管内市町協議会との情報共有と広域的課題の対応を行う。

5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安とするが、事業の進捗状況等を勘案し、事務局の協議において決定する。

また、会議の開催方法については、参集、オンライン及び書面による開催のほか、各構成員のニーズを考慮した上で行う。

6 秘密の保持

山口県協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和7年7月31日から施行する。

令和8年7月22日 改正